

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和8年3月9日

佐賀県東部工業用水道管理事務所長 宮地 誠

1 競争入札に付する事項

- (1) 契 約 名 薬品購入単価契約
- (2) 薬 品 名 ポリ塩化アルミニウム
- (3) 入札条件等 「ポリ塩化アルミニウム購入仕様書」のとおりに
- (4) 履行場所 佐賀県東部工業用水道管理事務所長が定めた場所

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始

の申立てがなされている者でないこと。

(5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当所属

郵便番号 841-0045

佐賀県鳥栖市安楽寺町955番地

佐賀県東部工業用水道管理事務所

電 話 番 号 0942-83-3825

ファックス番号 0942-83-7888

電子メールアドレス toukousui@pref.saga.lg.jp

(2) 仕様書及び入札関係様式の交付方法及び交付期間

令和8年3月9日（月）から令和8年3月24日（火）まで佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、次のイに掲げる提出期限までに、別に定める入札参加届出書（別紙様式1）を（1）の担当所属あて持参又は郵送（提出期限日時必着）すること。

イ 提出期限 令和8年3月18日（水）（県の休日を除く。）の午後4時まで

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生法手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の（7）のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の（7）のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格

停止措置を受けたとき、又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

オ その他本件調達契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札書の提出方法

(6) に掲げる場所に持参すること。

(6) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月24日（火） 午前11時

イ 場所 佐賀県鳥栖市安楽寺町955番地

佐賀県東部工業用水道管理事務所 会議室（2階）

(7) 入札保証金

佐賀県東部工業用水道財務規程第109条の2の規定により準用する佐賀県財務規則第103条第3項第2号により免除

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 期限内に入札を行わない者

キ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(9) 入札方法に関する事項

入札は別紙様式2の「入札書」により、本人又はその代理人が持参することにより行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別紙様式3の「委任状」を提出するものとする。

(10) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(11) 入札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(12) 入札の辞退

入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

ア 入札参加届を提出した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

イ 入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(ア) 入札執行前には、別紙様式4の「入札辞退届」を3の(1)の担当所属あて直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(イ) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入して行う。

ウ 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けることはない。

(13) 落札者の決定方法

ア 本調達契約には最低制限価格を設けないので、有効な入

札書を提出した者であって予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない当事務所職員にくじを引かせるものとする。

(14) 再度入札に関する事項

各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格で入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札は1回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに契約の履行に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 質問等

公告内容に質問がある場合は、別紙様式5の「質問書」に質問内容を記載し、令和8年3月16日（月）の午後3時までに3の（1）のアドレスに電子メールで送信すること。その際に、表題には必ず「薬品購入単価契約に関する質問（業者名）」と明記すること。（「業

者名」には、質問を行う者（法人にあっては法人名を、個人にあっては当該個人名）を記載すること。）

回答は令和8年3月18日（水）までに佐賀県ホームページに掲載する。

(5) 契約保証金

佐賀県東部工業用水道財務規程第109条の2の規定により準用する佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除

(6) 支払については、1か月毎の実績に基づき請求書を提出していただき、当事務所が請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。

(7) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(8) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

(9) この公告に掲げる入札は、令和7年2月の議会において当該調達に係る予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公告する。